

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第14号	法 規 集	第6編第1章第5節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局高齢福祉課				
条 例 の 概 要	社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備の規模及び構造並びに運営に関する基準について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、社会福祉法の規定により条例で定めることとされている軽費老人ホームの設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内容 で課題が解 決できるか。 ）	本条例に基づき、軽費老人ホームの設置に係る届出及び指導監督を行っており、適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める設備の規模及び構造並びに運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定めている設備の規模及び構造並びに運営の基準は、「かながわランドデザイン」第2期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第7期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、社会福祉法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				